

## 御津 1 区第 2 期分譲用地取得事業補助金及び

## 御津 1 区第 2 期分譲用地企業立地奨励金のご案内

御津 1 区第 2 期分譲用地への工場等の新規立地を支援します。

◆御津 1 区第 2 期分譲用地の取得に対する支援は・・・

### 御津 1 区第 2 期分譲用地取得事業補助金【限度額 2 億円】

◆御津 1 区第 2 期分譲用地の取得に伴い新設する工場等（家屋）の取得に対する支援は・・・

### 御津 1 区第 2 期分譲用地企業立地奨励金【3 年間交付（限度額なし）】

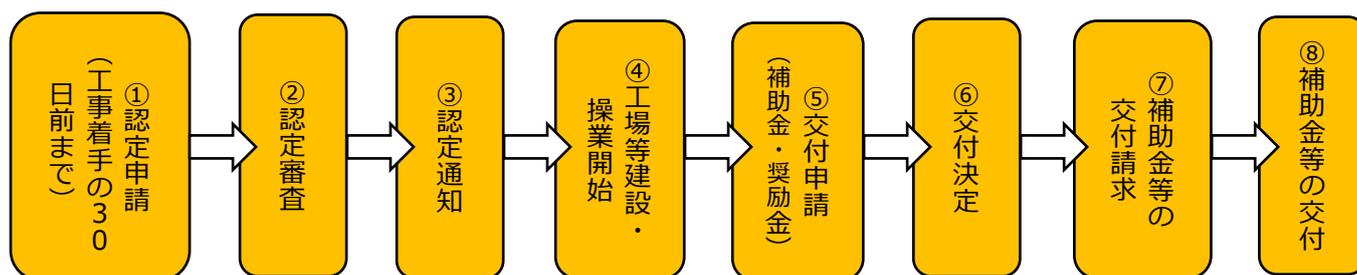
<制度の概要>

| 区分       | 御津 1 区第 2 期分譲用地取得事業補助金  |   |
|----------|---|---|
| 対象要件     | 愛知県企業庁から御津 1 区第 2 期分譲用地を取得し、取得後 3 年以内に自らが操業するために工場等を新設すること  |   |
| 交付要件     | ・分譲用地取得後、3 年以内に操業を開始するものであること<br>・分譲用地の取得面積が 3, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上であること<br>・工場等の建築面積が取得面積の 1 0 0 分の 2 0 以上であること<br>・市税を滞納していないこと |   |
| 対象業種     | 製造業（日本標準産業分類大分類 E）又はその研究開発の事業の用に供する施設   | 運輸（日本標準産業分類大分類 H 運輸業、郵便業のうち、中分類 4 4 道路貨物運送業、4 5 水運業、4 7 倉庫業、4 8 運輸に附帯するサービス業に該当するものに限る。）の事業の用に供する施設 |
| 対象地域     | 御津町御幸浜一号地のうち分譲用地  | 御津町御幸浜二号地のうち分譲用地  |
| 補助額等     | <u>用地取得費用の 1 0 0 分の 2 0 以内の額（※ 1 0 年間にわたり年度ごとに分割して交付）</u>   | <u>用地取得費用の 1 0 0 分の 1 0 以内の額（※ 1 0 年間にわたり年度ごとに分割して交付）</u>   |
| 限度額      | 2 億円  |   |
| 事業の認定    | 工事着手の 3 0 日前までに認定申請   |   |
| 適用期間     | 令和 9 年 3 月 3 1 日まで（認定期間）  |   |
| 他の補助との調整 | 豊川市企業立地促進条例に規定する立地奨励金及び豊川市内企業再投資促進補助金交付要綱に規定する豊川市内企業再投資促進補助金を重複して受けることはできません  |   |

※御津 1 区第 2 期分譲用地取得事業補助金に関しては、当該工場等の操業を開始した日から補助金の交付期間（10 年間）の資産売却制限を設ける。

| 区分       | 御津 1 区第 2 期分譲用地企業立地奨励金  |   |
|----------|---|---|
| 対象要件     | 愛知県企業庁から御津 1 区第 2 期分譲用地を取得し、取得後 3 年以内に自らが操業するために工場等を新設すること  |   |
| 交付要件     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲用地取得後、3 年以内に操業を開始するものであること</li> <li>・分譲用地の取得面積が 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上であること</li> <li>・工場等の建築面積が取得面積の 1 0 0 分の 2 0 以上であること</li> <li>・市税を滞納していないこと</li> </ul> |   |
| 対象業種     | 製造業（日本標準産業分類大分類 E）又はその研究開発の事業に供する施設   | 運輸（日本標準産業分類大分類 H 運輸業、郵便業のうち、中分類 4 4 道路貨物運送業、4 5 水運業、4 7 倉庫業、4 8 運輸に附帯するサービス業に該当するものに限る。）の事業の用に供する施設 |
| 対象地域     | 御津町御幸浜一号地のうち分譲用地  | 御津町御幸浜二号地のうち分譲用地  |
| 補助額等     | <b>工場等（家屋）に係る固定資産税相当額を 3 年間交付</b>   |   |
| 限度額      | なし  |   |
| 事業の認定    | 工事着手の 3 0 日前までに認定申請   |   |
| 適用期間     | 令和 9 年 3 月 3 1 日まで（認定期間）  |   |
| 他の補助との調整 | 豊川市企業立地促進条例に規定する立地奨励金及び豊川市内企業再投資促進補助金交付要綱に規定する豊川市内企業再投資促進補助金を重複して受けることはできません  |   |

<補助金等交付手続きの主な流れ>



**【御津 1 区第 2 期分譲用地取得事業補助金の場合】**

⑤ 交付申請（補助金）

※ 操業を開始した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで

※ 2 年度目以降は⑦から⑧の手続きを行う

**【御津 1 区第 2 期分譲用地企業立地奨励金の場合】**

⑤ 交付申請（奨励金）

※ 操業を開始した後、最初の固定資産税を納付した年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで

※ 2 年度目以降は⑤から⑧の手続きを行う

<問合せ先> 豊川市産業環境部 企業立地推進課 電話 0533-89-2287  
 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地 豊川市役所北庁舎 2 階  
 FAX 0533-89-2297 Web ページ : <http://www.city.toyokawa.lg.jp>  
 メールアドレス : [kigyorichi@city.toyokawa.lg.jp](mailto:kigyorichi@city.toyokawa.lg.jp)